

I 川崎市卸売市場経営プランの改訂にあたって

1 経営プランについて

・概ね10年後を目標年次とし、本市の総合計画等との整合をとりながら、必要に応じて見直す

2 改正卸売市場法の内容

(改正市場法の趣旨)

生産者所得の向上と消費者ニーズへの対応を図るため、食品流通の合理化を促進

(改正の内容)

- ・開設者の民間への開放
- ・開設区域の廃止
- ・取引ルールの緩和
- ・認可制から認定制への転換

(改正による影響)

- ・市場運営への行政関与の根拠を整理する必要
- ・基礎自治体が市場を運営する根拠を整理する必要
- ・自由度の高い取引実現の可能性
- ・自由度の高い市場運営実現の可能性

開設運営の
基礎に
関わる
大きな影響

3 経営プラン改訂の趣旨

卸売市場経営プラン(平成28年2月策定)について、大幅な規制緩和を伴う改正市場法(平成30年6月成立)の趣旨・目的等を踏まえて内容を改訂し、今後の市場運営のあり方を明らかにするもの

II 卸売市場を取り巻く環境の変化

1 社会の動向

・人口減少と高齢化の進展に伴い、国内食品需要や国・自治体の税収の減少が予想される

2 流通の動向

・市場経由率は低下、食料品流通の広域化が進展

3 消費者の動向

・加工食材や安全安心への要請の高まり

4 小売業の動向

・野菜、果実、鮮魚等専門小売店数が減少する一方、量販店やコンビニなどの存在感が増す

5 その他の動向

・取扱商品の安全と消費者の信頼確保、市場運営における環境負荷の低減、災害等の緊急時における対応機能の強化、食育等による地域への貢献など、社会的要請への対応が必要

III 川崎市卸売市場の現状と課題

1 取扱金額の推移

・長期的、全体的には低下傾向にあり、市場使用料収入に影響が出ている

2 場内事業者の状況分析

・消費者や量販店等実需者の低温管理、加工、パッケージングニーズへの対応が求められている

3 市場運営の状況分析

・市場運営の効率向上や従来の卸売市場運営とは異なる枠組みの模索が必要

4 競合市場との比較

・市場間競争や他チャネルとの競合という視点から広域連携物流という視点への転換が必要

5 川崎市卸売市場の課題整理

- (1) 多様化するニーズへの対応 → 低温化、物流費低減、加工機能強化、情報発信機能強化など
- (2) 市場の社会的役割の発揮 → 市民への情報発信、環境負荷低減等社会的要請への対応など
- (3) 市場経営の健全化 → 市場会計の健全化、民間活力導入による効率化など
- (4) 改正市場法への対応 → 規制緩和を踏まえた自由度の高い市場運営の実現など

VI 今後の推進に向けて

1 計画の推進体制・進捗管理

・重点施策について、それぞれ市場関係者の連携体制を構築して推進する。
・改訂経営プラン全体の進捗管理については、川崎市中央卸売市場開設運営協議会が行う。

2 計画的な施設整備の推進

長寿命化の考え方を踏まえつつ、全体的な機能更新に向けて最も効率的・効果的な整備手法を検討していく。

3 成果指標

市場を表す指標として取扱量を設定。
(北部市場・南部市場)

IV 川崎市卸売市場の基本方向

(市場機能)

- ・物流拠点
- ・品揃え
- ・需給調整
- ・価格形成
- ・自由競争の確保
- ・代金決済

食品商取引
形態変化

- ・求められる機能も変化
- ・物流拠点機能の必要性は不変

■川崎市卸売市場の立地上の優位性 → 物流拠点としての優位性

- ・北部市場—東名高速に近く交通の便に恵まれ、首都圏の西部に位置するという立地特性
- ・南部市場—大消費地の中心市街地、羽田空港に近接

- ・市民への食の安定供給のための社会インフラ
- ・災害時の対応拠点や非常時のライフライン
- ・物流拠点としての優位性

卸売市場(食品物流拠点)の
維持は必要かつ合理的

★川崎市卸売市場の将来像

- ◆最大限民間活力導入を図りながら最小限の公の経費負担により、安全安心な生鮮食料品を市民に安定的に供給し続けている。
- ◆首都圏全体の生活を支えるインフラとして、近隣都市と連携しながら一定の公共関与の下に運営がなされている。
- ◆災害時の災害対応拠点としても機能し続け、安全安心な市民生活を支えている。

●北部市場のビジョン

「首都圏における広域的食品流通の拠点」

広い敷地と充実した交通網を有するという首都圏における立地優位性を活かし、食品流通ネットワークの一翼を担う

●南部市場のビジョン

「地域密着型食品流通の拠点」

川崎市の中心市街地に近い立地特性を活かし、市民の食生活を支えるとともに、食文化等の発信を担う

(運営体制)

効率性と公共性のバランス及び環境変化への迅速・的確な対応を可能とする柔軟な体制を選択

V 川崎市における卸売市場の施策の方向性と今後の取組

施策の方向性	基本目標	主要施策	留意点等
(1) 消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化	効率的・機動的かつ顧客ニーズに柔軟な対応できる食品流通機能、出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能を発揮する。	◆市場全体の機能配置や場内物流体制の強化 ◆コールドチェーンシステムの確保	長寿命化方針を踏まえつつ、全体的な機能更新に向けて最も効率的・効果的な整備手法を検討
(2) 市場に求められる社会的機能の発揮	食の安全・安心と食文化の情報発信機能、環境保全型施設への転換と災害対応拠点機能を発揮する。	◆食文化の継承・発展 ◆非常時における市場機能の維持	—
(3) 効率的な機能維持手法の確保	市場運営・市場会計の健全化に向けた効率的な機能維持手法を確立する。	◆開設者による経営改善指導の適切な実施 ◆市場経営の効率化と市場会計の健全化に向けた検討	当面は現行体制を維持(北部は市直営、南部は指定管理)
(4) 規制緩和を活かした市場運営(新規)	市場法改正の趣旨を踏まえ、自由度の高い取組の実現に向けた取引ルールを確立し新規機能を導入する。	◆新たな取引ルールの策定と公表 ◆市民に親しまれる市場化等、新規機能の導入の推進	「その他の取引ルール」については原則自由化の方針

川崎市卸売市場経営プラン改訂版の体系

＜ 本市卸売市場の課題 ＞

(1) 多様化するニーズへの対応
低温化、物流費低減、加工機能強化、情報発信機能強化など

(2) 市場の社会的役割の発揮
市民への情報発信、環境負荷低減等社会的要請への対応など

(3) 市場経営の健全化
市場会計の健全化、民間活力導入による効率化など

(4) 改正市場法への対応
規制緩和を踏まえた自由度の高い市場運営の実現など

＜ 将来像 ＞

◆最大限民間活力導入を図りながら最小限の公の経費負担により、安全安心な生鮮食料品を市民に安定的に供給し続けている。

◆首都圏全体の生活を支えるインフラとして、近隣都市と連携しながら一定の公共関与の下に運営がなされている。

◆災害時の災害対応拠点としても機能し続け、安全安心な市民生活を支えている。

北部市場のビジョン

「首都圏における広域的食品流通の拠点」

南部市場のビジョン

「地域密着型食品流通の拠点」

＜ 施策の方向性 ＞

(1) 消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化

(2) 市場に求められる社会的機能の発揮

(3) 効率的な機能維持手法の確保

(4) 規制緩和を活かした市場運営(新規)

＜ 基本目標 ＞

①流通の変化に対応した効率的で機動性のある食品流通拠点としての機能発揮

②顧客ニーズへ柔軟に対応できる食品流通拠点としての機能発揮

③出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能の強化

④食の安全・安心と食文化に関する取組の強化

⑤環境と災害対策の強化

⑥効率的な機能維持手法の確立

⑦規制緩和を活かした自由度の高い取組の実施(新規)

＜ 基本施策 ＞

a) 共同配送等による物流の効率化の検討

b) 市場全体の機能配置や車両動線の見直しによる場内物流体制の強化

c) 加工・調製や保管・配送機能といった付加機能の充実

d) コールドチェーンシステムの確保に向けた取組

e) トレーサビリティシステム等への対応

f) コンプライアンス遵守とモラル向上

g) 集荷・販売体制の強化

h) 消費者・実需者等の多様化するニーズへの対応に向けた情報提供等

i) 産地情報の提供やリテールサポートの推進

j) 食の安全・健康の受発信

k) 食文化の継承・発展

l) クリーンエネルギーの推進

m) ごみ減量化対策

n) 事業継続計画(BCP)の策定・運用

o) 非常時における市場機能の維持

p) 開設者による経営改善指導の適切な実施

q) 市場経営の効率化と市場会計の健全化に向けた検討

r) 施設の長寿命化と有効活用

s) 新たな取引ルールの策定と公表(新規)

t) 市民に親しまれる市場化等、新規機能の導入の推進(新規)

北部市場の重点施策

南部市場の重点施策

南北両市場の重点施策

参考－現行プランと改訂プランの比較

区分	既存の経営プラン		改訂経営プラン		変更理由	法の影響
川崎市場の将来像	(北部市場)消費地に立地した広域的市場		(北部市場)首都圏における広域的食品流通の拠点		将来の食品流通の姿を想定し、市場から食品流通拠点に変更	○
	(南部市場)地域密着型のコンパクト市場		(南部市場)地域密着型食品流通の拠点			
施策の方向性	(1)消費者のニーズに合った商品を安定的に供給するという卸売市場の基本機能の強化		(1)消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化		卸売市場に限らず、食の安定供給に求められる機能へ変更	○
	(2)市場に求められる社会的機能の発揮		(2)市場に求められる社会的機能の発揮		社会的機能を食の安全安心、環境・災害と具体化して表記	
	(3)持続可能な経営体制の確保		(3)効率的な機能維持手法の確保		運営面だけでなく、整備面を含めた機能維持手法を追求	○
	—		(4)規制緩和を活かした自由度の高い取組の実施		市場法改正の趣旨を踏まえて追記	○
基本目標	①流通の変化に対応した効率的で機動性のある市場としての機能強化		①流通の変化に対応した効率的で機動性のある食品流通拠点としての機能発揮		将来の食品流通の姿を想定し、市場から食品流通拠点に変更	○
	②柔軟に顧客に対応できる市場としての機能強化		②顧客ニーズへ柔軟に対応できる食品流通拠点としての機能発揮			
	③出荷者と実需者をつなぐコーディネート機能の強化		③ 同左		—	
	④食の安全・安心と食文化に関する取組の強化		④ 同左		—	
	⑤環境と災害対策の強化		⑤ 同左		—	
	⑥持続可能な市場経営体制の確立		⑥効率的な機能維持手法の確立		運営面だけでなく、整備面を含めた機能維持手法を追求	○
—		⑦規制緩和を活かした市場運営(新規)		市場法改正の趣旨を踏まえて追記	○	
基本施策と取組内容	a) 共同配送等による物流の効率化の検討	共同配送等の構築に向けた検討組織の設置	a) 同左	同左		
	b) 市場全体の機能配置や車両動線の見直しによる場内物流体制の強化(北部市場の重点施策)	駐車場の利用ルールの見直し、周辺施設等の移転等場内動線の円滑化、荷捌場の移転等卸売場の有効利用	b) 市場全体の機能配置や場内物流体制の強化	北部市場は、民間活用による市場機能の更新が図られる整備手法を検討	施設の老朽化の実態を踏まえ、補修等の長寿命化対応と並行して、施設の更新など市場機能を維持していくための手法についても検討	○
	c) 加工・調製や保管・配送機能といった付加機能の充実	加工・調製施設の設計・整備の検討	c) 同左			
	d) コールドチェーンシステムの確保に向けた取組(北部市場の重点施策)	冷蔵機能の再配置による低温卸売スペースの確保、良好な場内の温度環境の実現	d) 同左			
	e) トレーサビリティシステム等への対応	流通過程の明確化	e) 同左	同左	—	
	f) コンプライアンス遵守とモラル向上	品質管理に向けた意識向上のための取組	f) 同左	同左	—	
	g) 集荷・販売体制の強化	地場産品等の独自産地の開拓、新規顧客の確保	g) 同左	同左	—	
	h) 消費者・実需者等の多様化するニーズへの対応に向けた情報提供等	定期的な情報交換や目揃え会開催による、顧客ニーズに合った品揃えの強化	h) 同左	同左	—	
	i) 産地情報の提供やリテールサポートの推進(南部市場の重点施策)	産地や商品の特徴の発信・PRによる営業の拡大、青果・水産・加工品の共同営業	i) 同左	同左	—	
	j) 食の安全・健康の受発信	衛生検査所との連携等による食品の安全・安心の確保	j) 同左	同左	—	
	k) 食文化の継承・発展	消費者への情報発信の強化、食育や花育に関する場内関係者の活動のPR強化	k) 同左	同左	—	
	ℓ) 市民にも見える(市民に親しまれる)市場化の推進(南部市場の重点施策)	年間を通した市民の来場機会の創出による市場の賑わいづくり	u) と合体	同左	市場法改正・規制緩和を踏まえた新規の施策と合体	
	m) クリーンエネルギーの推進	場内の温度管理への影響がより少ない設備等の普及	m) 同左	同左	—	
	n) ごみ減量化対策	廃棄物の適正処理、生ごみ処理機の利用促進	n) 同左	同左	—	
	o) 事業継続計画(BCP)の策定・運用	事業継続計画(BCP)の策定に関する取組	o) 同左	同左	—	
	p) 非常時における市場機能の維持	施設の耐震補強	p) 同左	耐震補強は実施済み	—	
	q) 開設者による経営改善指導の適切な実施	業務検査の充実	q) 同左	同左	—	
	r) 卸売市場経営における効率性・機動性の向上	各種規制のあり方の検討、指定管理者制度の効果検証	r) 市場経営の効率化と市場会計の健全化に向けた検討	同左	—	
	s) 市場会計の健全化に向けた取組の推進	新地方公会計制度に基づく財務諸表の作成・公表				
	t) 施設の長寿命化と有効活用	老朽化対策及び環境整備、既存施設の有効活用	s) 同左	費用面または運用面での効率化を図る手法を検討	施設の更新など市場機能を維持していくための手法についても検討	○
—	—	t) 新たな取引ルールの策定と公表(新規)	改定市場法の施行を踏まえた取引ルールの策定と公表	市場法改正・規制緩和を踏まえた自由度が高い取組内容を新規の施策として記載	○	
—	—	u) 市民に親しまれる市場化等、新規機能の導入の推進(新規)	賑わいエリアの創出、物流高度化機能等の導入		○	